

三股町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和6年1月策定

三股町

目 次

第 1 章	計画策定の背景・基本的事項	3
第 2 章	計画期間・推進体制	6
第 3 章	地域特性	7
第 4 章	温室効果ガス排出量の推計	10
第 5 章	温室効果ガス排出量削減目標	12
第 6 章	温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	12
第 7 章	気候変動影響への適応に関する対策・施策（適応策）	16
第 8 章	区域施策編の実施及び進捗管理	17

第1章 計画策定の背景・基本的事項

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

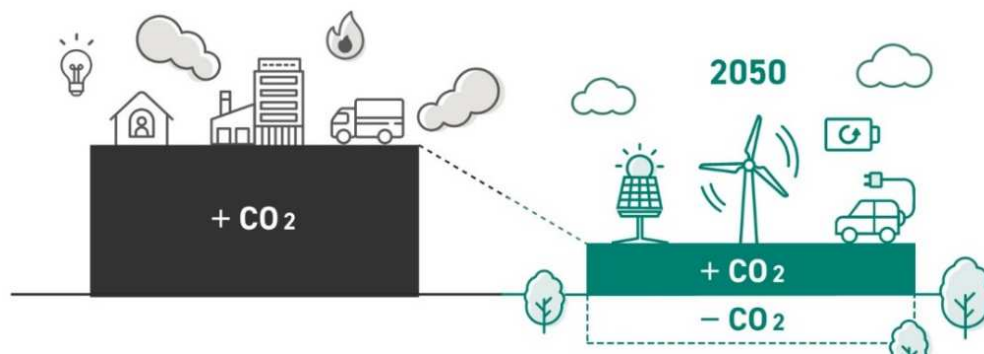
合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、気温上昇を1.5度に抑えて安定させるためには、世界全体の人為的なCO₂排出量を、2050年前後には実質ゼロにする必要があると述べられています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



出典：脱炭素ポータル（環境省）

表図1 カーボンニュートラルのイメージ

(3) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。

地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして、2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表図2 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	部門別				
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%	
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

(4) 地球温暖化対策を巡る宮崎県の動向

県では、第四次宮崎県環境基本計画において、2050年までに県内のCO₂排出量を実質ゼロとする最終目標を掲げ、中間目標として、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量の50%削減を目指すこととしています。

表図3 第四次宮崎県環境基本計画における2030年度の温室効果ガス削減目標（部門別）

部 門		2013年度【実績】	2030年度【目標】	
		排出量（千t-CO ₂ ）	排出量（千t-CO ₂ ）	2013年度比
エネルギー起源CO ₂	産業部門 ^{※1}	4,189	2,626	▲37.3%
	業務部門	1,969	904	▲54.1%
	家庭部門	1,913	608	▲68.2%
	運輸部門	2,761	1,901	▲31.1%
非エネルギー起源	廃棄物分野 ^{※2}	330	234	▲29.1%
	農業分野 ^{※2}	1,200	1,132	▲5.7%
	その他 ^{※3}	358	223	▲37.7%
計（A）		12,720	7,628	▲40.0%
森林等による吸収量（B）		▲4,566	▲3,555	
吸収量含む合計（A+B）		8,154	4,073	▲50.0%

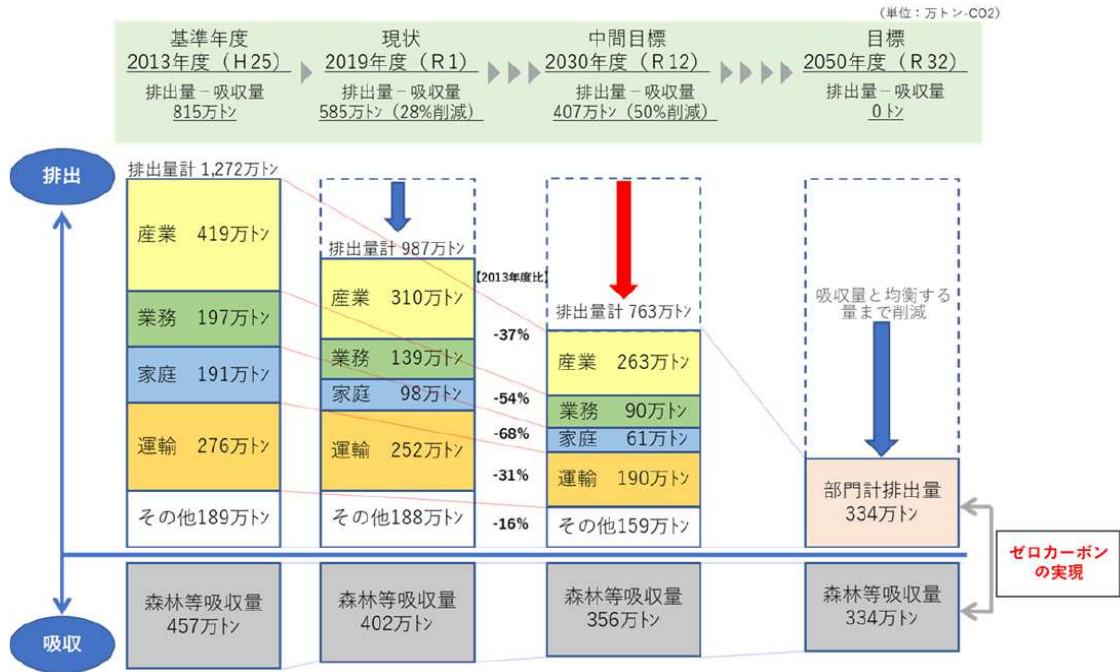
※1 エネルギー転換部門を含む

※2 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素

※3 工業プロセス、燃料の燃焼に伴うメタン、一酸化二窒素及び代替フロン等4ガス

出典：宮崎県（2021・2023一部改訂）「第四次宮崎県環境基本計画」

表図 4 宮崎県における温室効果ガス削減目標 イメージ図



出典：宮崎県（2021・2023 一部改訂）「第四次宮崎県環境基本計画」

表図 5 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標（再エネ種別）

単位：MW

区分	2013年度(H25) 【基準年度】	2021年度(R3) 【現状】	2030年度(R12) 【目標】
再生可能エネルギー	1,361	2,697	3,600
太陽光発電	325	1,514	2,198
水力発電	1,002	1,010	1,012
風力発電	0	81	225
バイオマス発電	35	92	163
地熱発電	0	0	2

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

出典：宮崎県（2021・2023 一部改訂）「第四次宮崎県環境基本計画」

(5) 三股町における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

本町においては、2022（令和 4）年 10 月に、「三股町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。近年の国際的な動向や、国内、宮崎県の動向を踏まえ、三股町ゼロカーボンシティ宣言の達成に向けて、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります、住民や地域の事業者とも連携しながら、地域の視点で取り組んでいくこととします。

2. 基本的事項

(1) 本計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものです。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂ 及び非エネルギー起源 CO₂ のうち一般廃棄物とします。

(3) 算定対象分野

温室効果ガスの発生状況を把握する部門は、産業部門（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）、業務部門（事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しない施設）、家庭部門（自家用車の排出量は運輸部門、家庭ごみの処理による排出量は廃棄物部門で算定）、運輸部門（自動車（貨物及び旅客））、廃棄物部門（一般廃棄物の焼却処分の処理等）、森林等による吸収量とします。

第2章 計画期間・推進体制

1. 計画期間

本計画の基準年度、目標年度、計画期間について、2013（平成25）年度を基準年度とし、2030（令和12）年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である2023（令和5）年度の翌年である2024（令和6）年度からの7年間とします。

平成 25年	・・・	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	・・・	令和 12年
2013	・・・	2020	2021	2022	2023	2024	2025	・・・	2030
基準 年度	・・・	現況 年度 ※			策定 年度	対策・施策の進捗把握、 定期的に見直しの検討 ← 計画期間 →			目標 年度

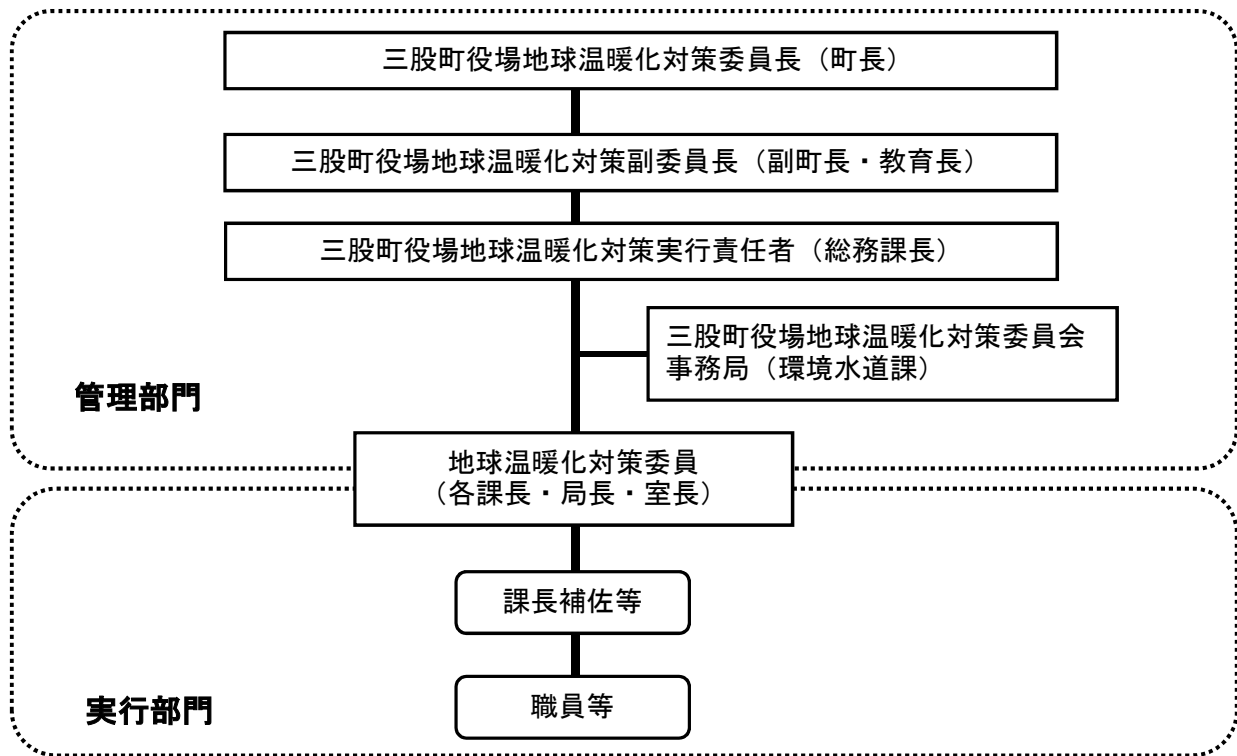
※現況年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

表図6. 三股町における基準年度、目標年度及び計画期間

2. 推進体制

本町では、区域施策編の推進体制として、町長をトップとし、全ての組織が参画する横断的な庁内体制を構築・運営します。具体的な庁内体制は次項のとおりとなります。

さらに、地域の脱炭素化を担当する課（局・室）・職員における知見・ノウハウの蓄積に加えて、町全体で取り組んでいくためには、外部との連携、地域とのネットワーク構築等も重要であることから、庁外体制の構築についても検討を進めます。



表図 7 庁内体制図

第 3 章 地域特性

以下の本町の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置づけるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、温暖化対策に取り組むこととします。

1. 地域の特徴

(1) 地域の概要

本町は、面積 110.02km² で宮崎県の南西部に位置しており、東西に細長い地形で町の 70% は鰐塚山系に囲まれた平均標高 250m の台地を有しています。また、町の西部には、都城盆地の平野部が広がり、農地や市街地が形成されています。

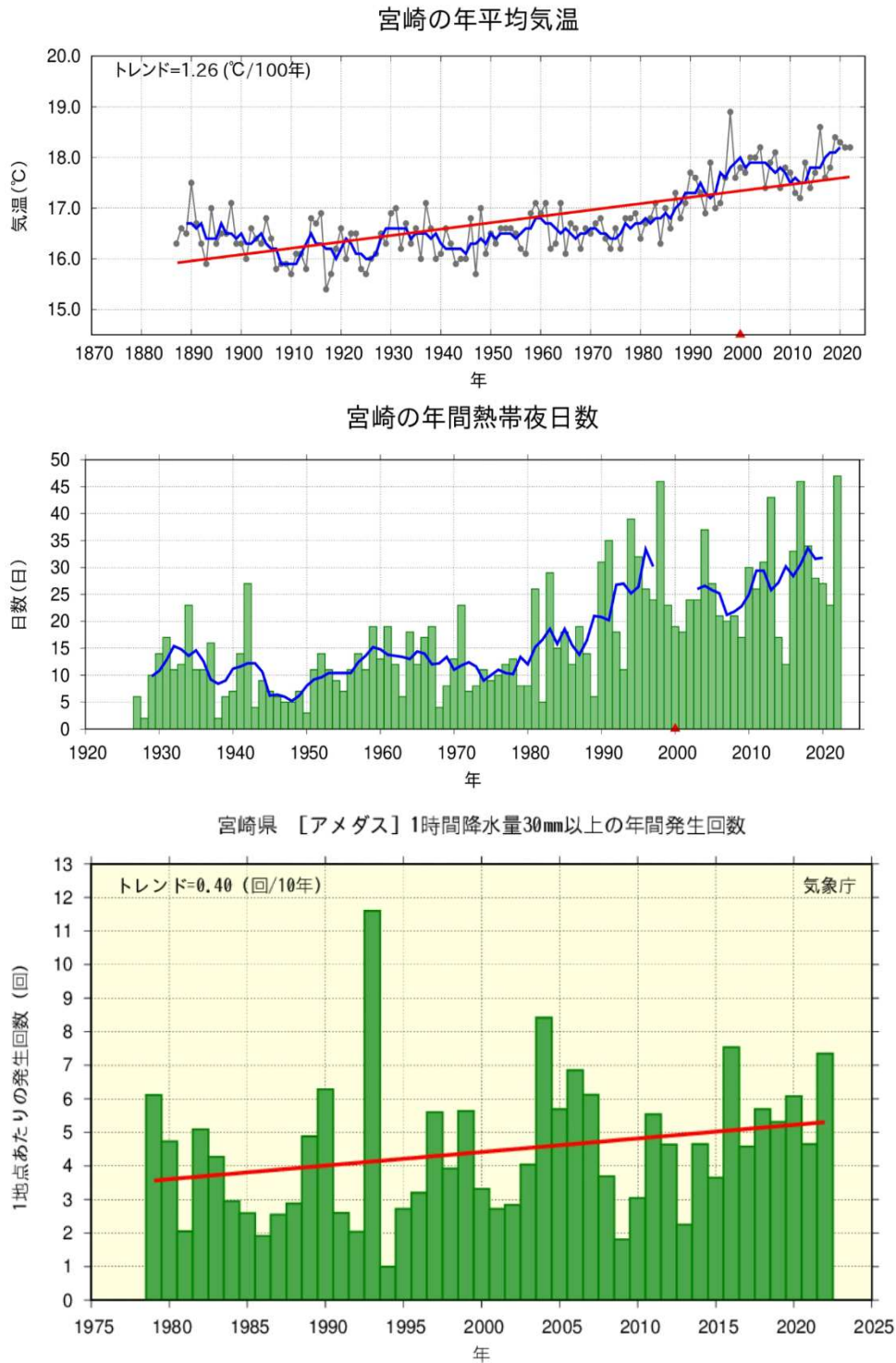


表図 8 三股町の地勢

(2) 気候概況

本町周辺の気候は、都城盆地の東部、鰐塚山系の麓に位置することから内陸性の気候を示し、夏と冬、昼と夜の寒暖の差が大きくなっています。2013年から2022年までの10年間の平均気温は17.1℃、降水量は2,977.7mmであり、長期間の気象観測データがある都城気象観測所の年平均気温の推移をみると、1942年から2022年で約2.7℃昇温しています。

また、下図に示すとおり、宮崎県の気温は100年あたり約1.3℃の割合で昇温しているとともに、熱帯夜日数も増加傾向にあります。さらに、1時間降水量30mm以上の年間発生回数は、観測開始時点から増加傾向にあります。



出典：福岡管区気象台ホームページ

表図9 宮崎県の気象状況

(3) 気候変動の将来予測

年平均気温について、宮崎県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀末（2076年～2095年）には現在（1980年～1999年）よりも年平均気温が約4.0℃高くなると予測されています。パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6シナリオ）では、21世紀末（2076年～2095年）には現在（1980年～1999年）よりも年平均気温が約1.3℃高くなると予測されています。

また、猛暑日・熱帯夜について、RCP8.5シナリオでは、猛暑日が100年間で年間約28日、熱帯夜も約64日増加すると予測されています。RCP2.6シナリオでは、猛暑日が100年間で年間約3日増加し、熱帯夜も約16日増加すると予測されています。

また、大雨に関して、RCP8.5シナリオでは、20世紀末と比べ21世紀末（2076年～2095年）には現在（1980年～1999年）よりも1時間降水量が50mm以上となるような短時間強雨の頻度は約2.0倍になると予測されています。RCP2.6シナリオでは、21世紀末（2076年～2095年）には現在（1980年～1999年）よりも約1.5倍になると予測されています。

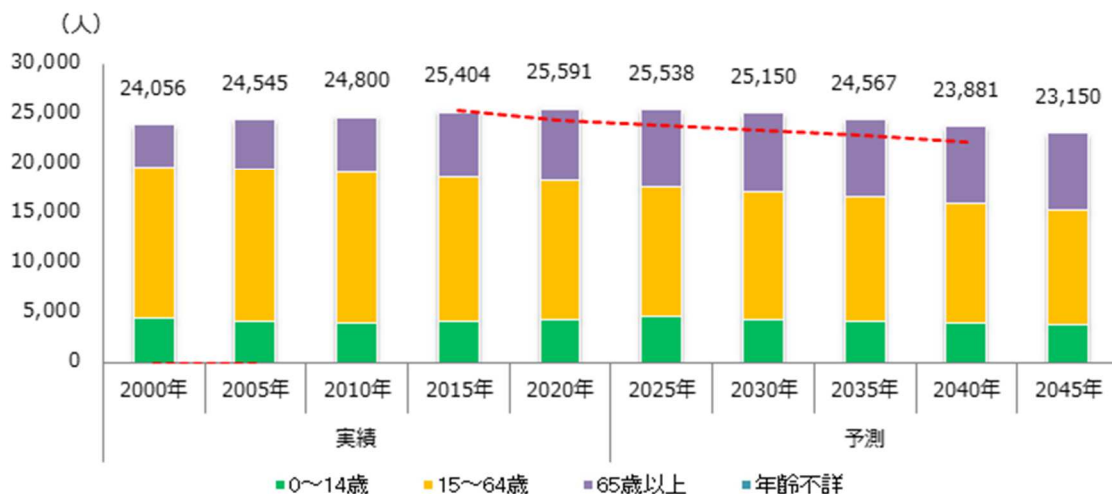
出典：宮崎地方気象台・福岡管区気象台「宮崎県の気候変動」

(4) 人口

本町の人口は、国勢調査によると増加傾向にあり、2023（令和5）年10月1日時点の住民基本台帳による人口は25,925人、年齢別の割合では老年人口（65歳以上）が7,327人で28.08%、生産年齢人口（15～64歳）が14,146人で54.57%、年少人口（15歳未満）が4,452人で17.17%となっており、老年人口の割合が高くなっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、これまで安定的に人口増加をしてきましたが、本町においても高齢化などの要因により2020（令和2）年をピークに人口減少に転じると推計されています。

三股町の人口推移



【2020年】

総面積 (km ²)	110	平均年齢 (歳)	46.1	昼夜間人口比率 (%)	80.7
人口密度 (人/km ²)	232.6	※昼夜間人口比率のみ2015年時点			

※図中の点線は前回2013年公表の「将来人口推計」の値

© jp.gdfreak.com

出典：総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口、総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数を基に GD Freak!が作成

表図10 三股町の人口の推移

(5) 地域の産業の動向

2020（令和2）年の産業別就業人口は、第1次産業が810人（6.9%）、第2次産業が2,894人（24.8%）、第3次産業が7,970人（68.3%）となっています。

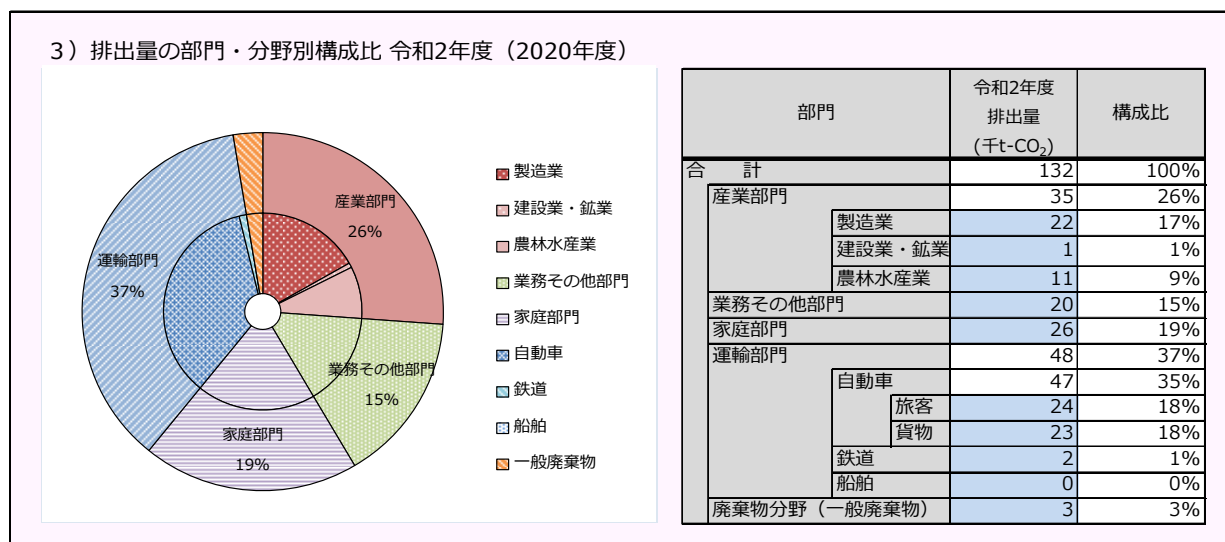
また、産業大分類別人口は、医療・福祉（18.3%）が最も多く、次いで卸売業・小売業（15.3%）、製造業（15.1%）が多くなっています。さらに、付加価値額としても、医療・福祉業が10,090百万円と最も高くなっていることから、医療・福祉業が本町の経済全体に及ぼす影響が大きいことが分かります。

第4章 温室効果ガス排出量の推計

環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。

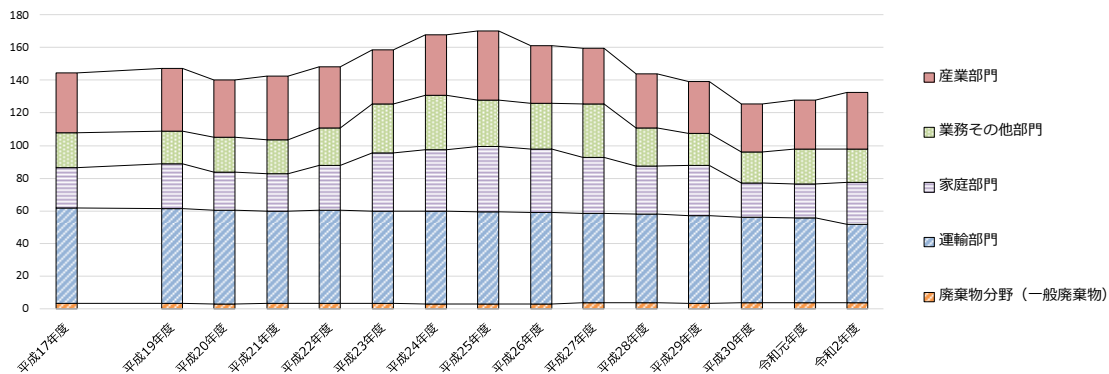
排出量の部門・分野別構成比の現況及び排出量の経年変化は以下のとおりです。

※出典：環境省「自治体排出量カルテの活用について」



表図 11 自治体排出量カルテによる部門別排出量

4) 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化
（千t-CO₂）



部門・分野	平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	145	147	140	142	148	159	168	170	161	160	144	139	125	128	132
産業部門	37	38	36	39	38	33	37	42	35	34	33	32	29	30	35
製造業	24	24	23	27	27	21	26	32	25	23	21	22	20	21	22
建設業・鉱業	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農林水産業	11	12	11	11	10	10	10	9	9	10	11	9	8	8	11
業務その他部門	22	20	21	21	22	30	33	29	28	33	23	20	19	21	20
家庭部門	24	27	24	23	28	36	37	40	39	34	30	31	21	21	26
運輸部門	59	58	57	57	57	57	57	56	56	55	54	54	53	52	48
自動車	57	57	56	55	56	55	55	54	54	53	52	52	51	50	47
旅客	29	29	28	29	29	29	30	29	28	28	28	28	27	27	24
貨物	28	28	28	26	26	26	26	25	26	25	24	24	24	23	23
鉄道	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3

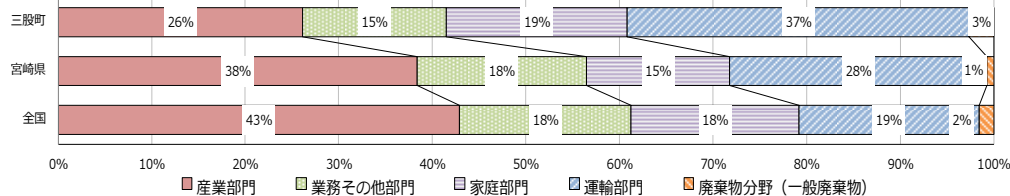
表図 12 自治体排出量カルテによる温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

本町における2020（令和2）年度の二酸化炭素排出量は132千t-CO₂で、基準年度の2013（平成25）年度と比べると22.4%減少しています。

2020年度の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、運輸部門が36.5%を占めており、次いで産業部門（26.1%）、家庭部門（19.4%）、業務その他部門（15.4%）の順に多くなっています。年度ごとにバラツキがあるものの、2013年度をピークにいずれの部門も排出量が減少しています。

現況推計の結果、本町の温室効果ガス排出量の特徴として、特に、運輸部門（36.5%）が全国（19.3%）や宮崎県（27.5%）よりも高い割合となっています。一方、産業部門（26.1%）が全国（42.9%）や宮崎県（38.4%）よりも低い割合となっています。

5) 部門・分野別構成比の比較（都道府県平均及び全国平均）



表図 13 部門・分野別温室効果ガス排出量割合の全国、宮崎県との比較（2020年度）

第5章 温室効果ガス排出量削減目標

1. 2030年度の目標

本町の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は、国の地球温暖化対策計画や宮崎県の第四次宮崎県環境基本計画等を踏まえて下表のとおり設定します。

表図 14 三股町における総量削減目標
(基準年度を2013年度、目標年度を2030年度としたケース)

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千t-CO ₂)		2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	42	29	31.0%
	業務その他部門	29	15	48.3%
	家庭部門	40	15	62.5%
	運輸部門	56	41	26.8%
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物分野(一般廃棄物)	3	2	33.3%
計(A)		170	102	40.0%
森林等による吸収量(B)		▲62	▲48	-
吸収量含む合計(A+B)		108	54	50.0%

2. 2050年度の目標

本町の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は、国の地球温暖化対策計画や宮崎県の第四次宮崎県環境基本計画等を踏まえて、カーボンニュートラル(排出量実質ゼロ)とします。

第6章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

1. 各部門・分野での対策とその促進等のための施策

本町では、自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための対策・施策を推進します。特に、住民・地域の事業者との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を図るとともに、徹底した省エネルギーの推進、環境負荷の小さな交通への転換、ごみの排出量の削減等を図ります。

(1) 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策の促進

本町の地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者や金融機関等の関係主体とも積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組みます。特に、再生可能エネルギーを導入することで、温室効果ガス排出量を削減できるほか、災害時の非常用電源としても活用できます。また、役場が率先して省エネルギーに配慮した行動を行

うとともに、広報等を活用した取組効果の公表や情報提供等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

1) 目指す姿

- ・再生可能エネルギー発電設備等の導入によるエネルギーの脱炭素化が進んでいる。
- ・省エネルギー設備の導入によりエネルギー消費量が低減されている。
- ・エネルギーの地産地消が進むことでエネルギー代金が地域内で循環し、地域経済の活性化が図られている。
- ・災害時にも利用可能な再生可能エネルギー発電設備等の導入が進み、災害に強い地域となっている。

2) 住民・事業者に期待する取組内容（対策）

本町においては、住民及び事業者に以下の取組を期待します。

- ・住宅や事業所等に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を自ら使用
- ・再生可能エネルギー発電等によるクリーン電力を選択
- ・省エネ基準に適合した住宅や事業所を選択
- ・住宅や事業所の新築時に ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）^{※1}を選択
- ・住宅や事業所の改修時にエネルギー効率の高い設備・機器（空調・照明など）を選択
- ・住宅や事業所の改修時に断熱性能の高い建材（断熱材、窓等）を選択
- ・HEMS（ヘムス）・BEMS（ベムス）^{※2}による徹底的なエネルギー管理の実施
- ・太陽熱等の未利用熱を住宅等の冷暖房用熱源等として選択
- ・バイオマス資源を活用
- ・テレワーク・オンライン会議によって移動に伴うエネルギーを削減
- ・クールビズ、ウォームビズの実施
- ・Jクレジット制度^{※3}活用による温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施

※1：ZEH（Net Zero Energy House）・ZEB（Net Zero Energy Building）とは、建物で消費するエネルギー消費量をゼロにすることを目指した建物

※2：HEMS（House Energy Management System）、BEMS（Build Energy Management System）とは、家庭内・ビル内のエネルギーを把握・管理し使用するエネルギーの最適化を図るシステム

※3：Jクレジット制度とは、企業や自治体などの取組によって排出削減・吸収された温室効果ガスをクレジットとして国が認証し、購入・売却できるようにした制度で、売却で得た資金を事業の拡大や投資費用の回収など、さまざまな用途で使用できる。また、Jクレジットの購入者は、購入によって温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与したとして「環境貢献企業としてPR効果が見込める」「企業評価が上がる」などのメリットもある。

3) 本町の取組内容（対策・施策）

本町においては、以下の取組を実施します。

- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた脱炭素化の促進
- ・公共事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進
- ・太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギー利活用の普及促進
- ・住宅及び事業所向けの蓄電池の普及促進
- ・省エネルギー設備の普及促進
- ・住宅の ZEH（ゼッチ）や建築物の ZEB（ゼブ）の普及促進
- ・地域脱炭素化促進事業（再エネ促進区域）の設定
- ・省エネ診断の実施並びに普及促進
- ・Jクレジット制度の講習

<取組指標>

指標項目	基準 (2013 年度)	最新値 (2020 年度)	目標 (2030 年度)
町内総生産/CO ₂ 排出量 (万円/t-CO ₂)	27	36	49
普及啓発イベントの実施回数 (回/年)	0	0	3
ZEB 認定を受けた民間施設・事業所 (施設・事業所)	0	0	2
太陽光発電設備等の再エネ発電設備の導入容量 (kW)	13,567	24,168	35,000

(2) 地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、本町では、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めます。また、自動車利用については、温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関や自転車の活用、歩きたくなるまちづくりを促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車通勤の普及促進、歩行空間の創出など、脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換を進めます。加えて、自動車利用に伴う温室効果ガス排出量を抑制するために、自動車の電動化を推進します。

1) 目指す姿

- ・環境負荷の低い交通・運輸への転換が進んでいる。
- ・自家用車の電動化や充電インフラの整備が進み、自家用車使用に伴う環境負荷が低減されている。

2) 住民・事業者に期待する取組内容（対策）

本町においては、住民及び事業者に以下の取組を期待します。

- ・路線バスやくいまーなどの公共交通機関の積極的な利用
- ・自転車の積極的な利用
- ・自家用車や社有車の買換え時に環境負荷の小さい電気自動車等を選択
- ・電気自動車の充電設備の整備
- ・エコドライブの実践

3) 本町の取組内容（対策・施策）

本町においては、以下の取組を実施します。

- ・都市機能の集約、コンパクトで歩きやすいまちづくり
- ・公用車への電気自動車の導入
- ・電気自動車の普及促進
- ・非常用電源としての電気自動車等の活用促進
- ・電気自動車の充電設備の整備
- ・ゼロカーボン・ドライブの普及促進
- ・エコドライブ講習の実施
- ・エコ通勤の普及促進

- ・自転車通勤の普及促進
- ・LED照明への転換促進
- ・公共交通の利用促進

<取組指標>

指標項目	基準 (2013年度) ※公共交通機関利用者数は2016年	最新値 (2020年度)	目標 (2030年度)
普及啓発イベントの実施回数(回/年)	0	0	3
公共交通機関利用者数(人) ※路線バス(都城駅～三股駅)、町コミュニティバス利用者数の合計	36,173	34,855	46,000
公用車の電気自動車導入台数(台)	0	2	12

(3) 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。また、本町の森林面積は79.3km²で町全体の72%を占めています。森林は、町民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果がある一方、高齢化すると成長量が減少し、二酸化炭素吸収量も減少します。本町の主要樹種であるスギの民有人工林は、収穫期を迎えた36年生以上の割合が多くなっていることから、二酸化炭素の吸収・固定機能を持続的発揮するには、計画的な伐採や速やかな再生林、適切な間伐による森林の若返り等適切な整備・保全を図っていく必要があります。

加えて、森林は、二酸化炭素の吸収による地球環境保全以外にも、生物多様性の保全や、水源かん養、保健やレクリエーションの場の提供のほか、土砂災害防止など多くの機能を有しています。このような森林の有する多面的機能を維持していくことも重要です。

1) 目指す姿

- ・ごみの排出量が削減され、排出されたごみは資源として循環利用されている。
- ・間伐等の適切な森林施業や森林資源の循環利用の推進等により健全な森林が保全されている。

2) 住民・事業者に期待する取組内容(対策)

本町においては、住民及び事業者に以下の取組を期待します。

- ・発生するごみの削減
- ・ごみの分別回収への協力・実践
- ・マイバッグやマイボトルなどの持参によるプラスチックごみの削減
- ・有機肥料などの積極的な利用
- ・森林の適切な管理・保全

3) 本町の取組内容（対策・施策）

本町においては、以下の取組を実施します。

- ・ごみの減量化の促進
- ・食品ロス削減の促進
- ・ごみの分別収集の促進
- ・プラスチックごみ削減の促進
- ・健全な森林の整備
- ・保安林等の適切な管理・保全
- ・森林環境譲与税を活用した森林管理・整備の円滑な実施の支援
- ・効率的かつ安定的な林業経営の推進（新たな需要創出、人材育成等）

<取組指標>

指標項目	基準 (2013年度)	最新値 (2020年度)	目標 (2030年度)
普及啓発イベントの実施回数（回/年）	0	0	3
ごみの総排出量（t/年）	8,769	8,822	7,976
ごみの資源化量（t/年）	1,201	989	947
伐採跡地への再造林面積（ha/年）※	-	12.87	14.16

※再造林面積は、補助造林の値（宮崎県林業統計要覧）を活用

第7章 気候変動影響への適応に関する対策・施策（適応策）

1. 基本的な考え方

本町の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、以下の3つの観点から、本町が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- ・国の「気候変動影響評価報告書」において、「重大性」「緊急性」「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本町に存在する項目
- ・県の地域気候変動適応計画において重要性が高いと考えられている項目
- ・本町において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本町の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

選定結果は以下のとおりとなります。

- ① 農業・林業・水産業分野
- ② 健康（暑熱）分野

2. 各分野のこれまで及び将来の気候変動影響と主な対策について

(1) 農業・林業・水産業分野

1) これまでの気候変動影響

すでに気候変動の影響による農作物の生育障害や品質低下が宮崎県の一部において見られます。

2) 将来の気候変動影響

農作物の生育障害や品質低下、病害虫の発生増加や害虫の種類の変化等による農作物被害の増加、拡大が懸念されます。

3) 主な施策

- ・適切な田植え時期を選択することで、コメの収量や品質の最大化を図ります。
- ・暑熱ストレスを軽減する畜舎環境や飼養管理技術の開発と普及に努めます。
- ・温暖化に対応した新品種の育成や新品目の導入を進めます。

(2) 健康(暑熱)分野

1) これまでの気候変動影響

熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されています。

2) 将来の気候変動影響

今後も気温上昇に伴い、熱中症リスクの増大が懸念され、特に、高齢者での増加が予測されます。

3) 主な施策

- ・熱中症予防に関する情報をリーフレットや町公式ホームページ等各種媒体により広く周知します。
- ・新しい生活様式を取り入れつつ、クールビズやエアコンの適正利用等、温暖化に適応したライフスタイルを推進します。
※特に、熱中症に注意が必要な高齢者や子どもへの熱中症予防の普及啓発等の推進に取り組めます。
- ・住宅や事業所等において、高断熱化・高气密化を促進することで建築物の省エネルギー化を図るとともに、気候変動にも適応した健康で快適な暮らしの普及啓発等の推進に取り組めます。

第 8 章 区域施策編の実施及び進捗管理

1. 実施

「第 2 章 2」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外関係者との適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

2. 進捗管理・評価

本計画の実効性を確保するため、数値目標を活用し、計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）によるPDCAサイクルにより継続的な進行管理を行います。なお、計画の進捗状況については、町公式ホームページなどを活用して公表します。